

令和7年度 第2回総合教育会議 会議録

開催日時	令和7年8月29日 木曜日 13時30分から 14時40分まで
開催場所	二宮町町民センター2A クラブ室
出席者	村田邦子町長、和田智司教育長、杉本かお里教育長職務代理 古正栄司教育委員、三好祐太教育委員、藤原直彦教育委員
町部局	政策部長、こども・健康部長、こども支援課長
教育委員会	教育部長、教育総務課長、教育指導課長、生涯学習課長、 教育指導課課長代理、教育指導課指導班長、教育総務課教育総務班長
その他	傍聴 1名

※会議次第および資料は、別添ファイルのとおり

会議記録

1. 開会（司会：教育部長）

定刻となりましたので、令和7年度第2回二宮町総合教育会議を開催させていただきます。開会にあたりまして、本会議の公開、傍聴についてお諮りさせていただきます。本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、開催されるもので、この法律の中では、総合教育会議は公開するとなっております。また二宮町総合教育会議設置要綱においても会議は公開であります。本日傍聴希望の方が1名いらっしゃいます。皆様今回の傍聴を許可してよろしいでしょうか。

傍聴許可～傍聴者案内

それでは、会議を再開いたします。次第2町長挨拶、村田町長お願いいたします。

2. 町長挨拶

お暑い中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は「令和7年度 第2回 二宮町総合教育会議」を開催いたします。会議では、「こどもの権利」および「不登校対策」について意見交換を行ってまいります。

先日、新聞で文部科学省からも子どもの自殺予防に関する新たな指針を策定する方向であると報じられていました。子どものメンタルヘルスや不登校の問題は、より一層重要な課題となっています。特に新学期開始時期は、学校へ行きづらさを感じる子どもたちにとって精神的に大きな負担となる場合があります、注意が必要です。

二宮町においても、教育委員会だけでなく、子育て支援部門とも連携し、子ども一人ひとりに丁寧に向き合う必要があると考えております。

また、校内教育支援センターである「ほっとルーム」についても、支援ニーズの高まりを受け、予算の増額が見込まれております。こうした施策の充実も含め、本日は皆様から多角的なご意見をいただき、今後の施策に活かしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 協議・調整事項

(1) 「こどもの権利について」

村田町長：今年度、二宮町では「こどもの権利条例」の制定に向けた取り組みを進めており、子どもたちだけでなく、大人も含めて「こどもの権利とは何か」を広く理解し、受け止めていくための機運醸成を図っています。

その一環として、ワークショップの実施など様々な取り組みを行ってまいりました。今後の予定としては、11月3日に町制施行90周年の記念事業として、講演会およびシンポジウムをラディアンで開催する予定です。

この記念事業を契機として、今年度および来年度にわたり、条例制定に向けた機運を高め、内容の充実を図っていきたいと考えています。

こども・健康部長：「こどもの権利について」ですが、令和7年度は二宮町として「こどもまんなか元年」と位置づけており、令和6年度に策定した「二宮町こども計画」の初年度にもあたります。この計画の実行と併せて、「こどもの権利条例」制定に向けた理解促進と制度設計を進めてまいります。

■テーマ こどもの権利について

こども支援課長より資料説明

二宮町では、子どもたちがいきいきと活動でき、その意見が尊重されるまちづくりを目指し、「こどもの権利条例」の策定を進めています。

まず、町制施行90周年記念事業の一環として、「こどもの権利」への理解を深めるため、講演会およびパネルディスカッションを開催いたします。また、「にのみや子どもの権利フォーラム」等の町民活動団体とも連携し、関連イベントを展開してまいります。

さらに、広く子どもの意見を反映させることを目的に「こども会議」の設置を予定しています。

◆ こども会議の概要

目的：こどもの権利条例の策定に向け、子どもたちの意見を取り入れる

構成：小学5年生から大学4年生相当（22歳程度）までの15名程度を公募

開催予定：令和8年上半期にかけて全5回実施予定

運営支援：こども家庭庁の補助制度・人材派遣制度を活用し、ファシリテーターの派遣および養成講座を実施予定

ファシリテーターの育成については、町民・町職員・教育関係者等を対象に、子どもたちの意見を適切に受け止めるための「ファシリテーター養成講座」を開催いたします。

なお、こども会議は条例策定にとどまらず、条例制定後も継続的な活動を通じて、町の各種政策に対する意見聴取の場として位置づけてまいります。

◆ スケジュール（予定）

9月下旬：こども会議委員募集開始

11月3日：講演会・パネルディスカッション開催（第1回こども会議（オリエンテーション）を兼ねる）

12月12日（金）：ファシリテーター養成講座（町民・職員・教育関係者対象）

12月14日（日）：第2回 こども会議開催（こども家庭庁ファシリテーター派遣予定）

令和8年5月頃まで：残り3回のこども会議を開催予定

◆ 町制施行90周年記念イベント（11月3日）

会場：生涯学習センター「ラディアン」

イベント名：「ラディアンまるごと こどもまんなか」

第1部：講演会

テーマ：「こどもまんなかって何だろう？」

講師：西崎 萌 氏（一般社団法人 Everybeing 共同代表、こども家庭庁アドバイザー）

内容：こどもの権利が求められる背景や、条例化の意義について

第2部：パネルディスカッション

テーマ：「こどもの声を聞く ～現場から見えてくる「こどもまんなか」～」

コーディネーター：西崎 萌 氏

登壇者：町民活動団体の代表者

内容：各団体による子どもへの関わりや活動、子どもの声を活かす方法の共有

オブザーバー：こども家庭庁職員（出席依頼中）

また、ラディアン館内全体を活用し、子ども・大人向けの各種イベントを実施予定です。子どもの権利に関する理解を深めるとともに、町民参加型の機会として活用してまいります。

◆ 添付資料について

3枚目の資料は、日本ユニセフ協会が公開している「子どもの権利条約（日本語訳）」を子ども向けに分かりやすく解説したもので、今後の広報・啓発活動にも活用してまいります。

主な意見交換

村田町長：これまでも、何度かワークショップを実施しており、古正委員にもご参加いただいた回もありました。今後については、大きなイベントとしては11月3日に集約していく方向ですが、町民参加型の演劇（「二宮未来史 歴史物語（仮称）」）なども、現在継続して準備を進めているところです。

杉本委員：こども会議の委員募集についてですが、広報紙やホームページのみでの周知でしょうか。学校を通じて全員に配布するなどの対応は予定されていますか？

こども支援課長：現時点では、広報紙「広報にのみや」および町の公式ホームページでの周知を予定していますが、学校を通じた配布についても、可能であれば協力をお願いし、各家庭へ届くようにしたいと考えております。

杉本委員：広く周知することが重要だと思います。よろしくお願いいたします。

藤原委員：高校生や大学生への周知方法についてですが、町内在住の若者にどうアプローチするかが課題かと思います。

こども支援課長：参加対象は「町内在住」だけでなく、「町内に通学する学生」も含める方向で考えております。他地域から通学している生徒についても、対象外とする必要はないと考えております。

村田町長：通学している高校生・大学生にも呼びかける必要がありますね。町内の高校には一度こちらから正式に案内をさせていただくようにいたします。

今回のこども会議は、11月3日のイベントを第1回とし、12月14日に第2回を予定しています。その後、令和8年5月までに3回程度開催する計画です。

期間が長期にわたるため、参加希望者に対しては、あらかじめ日程の概要を示し、「ご都合に合わせて調整可能である」旨を丁寧に説明する必要があると考えています。「出席できるかどうか不安」という声にも配慮した募集方法にしていきたいと思います。

藤原委員：高校生・大学生への呼びかけについてですが、例えば二宮高校の生徒も対象とするかどうかは、今後の活動内容にも関わってくると思います。条例策定自体は進めるとして、その後、子どもたちが町の施策などについて意見を述べる場としてこども会議が継続する場合、何について意見を言うことになるのかを念頭に置いたうえで募集した方がよいと感じています。

例えば、駅前に整備される施設について「カフェスペースがあった方がいい」といった意見であれば、通学で町を訪れる高校生の視点も十分に反映されるべきです。一方で、小中一貫校の校舎整備のようなテーマであれば、二宮高校の生徒は関わりづらくなるかもしれません。当面は条例策定だと考えていますが、その後、子どもたちの意見をどのように取り入れていくかについては、議論が必要だと感じています。

そこでお伺いしますが、こども会議は条例策定後、どのような形で子どもたちの意見を町政に反映する仕組みとして運用していくおつもりでしょうか。

村田町長：当面は、条例とはどういうものが望ましいのかといった点が議論の中心になると思います。仮にその部分が整ったとしても、こども会議をどのように位置づけ、継続していくのかという

点についても議論になると思います。

その際には、『どのような形で継続していくのか』という具体的な方法論も問われることになるでしょう。今後については、テーマごとに子どもたちから意見をもらうなど、都度必要に応じて進めていく形になるのではないかと考えています。

例えば、パブリックコメントのような形式では、大人向けには広報やホームページを通じて意見募集を行いますが、子どもたちからの意見提出については現状では機会が限られています。今後は、こども会議をその受け皿として活用し、事業や計画ごとに子どもたちの意見をしっかり取り入れる仕組みにしていきたいと考えています。

藤原委員：その方向性はとても重要だと思います。こども会議において、町からの意見聴取だけでなく、子どもたちが政策提案を行う場として位置づけることができれば、より意味のある取り組みになると思います。

現在の資料を見ると、こども会議はあくまで「意見聴取の場」という印象を受けます。しかし、政策提案も行える場であることを明確にすれば、「自分も参加したい」と感じる若者が増えると思います。今すぐ制度として確定する必要はありませんが、少なくとも募集段階で「そうした機能を持つ可能性がある」ということは示しておいた方が良いのではないかと感じます。

村田町長：おっしゃるとおり、ただ意見を聞くだけの場ではなく、子どもたちの声をしっかり受け止め、それを町としてどう活かすかということが重要です。そのためには、こちら側でも「実現可能なこと」「時間がかかること」「難しいこと」など、受け止め方や整理の仕方を丁寧にしていく必要があると考えています。

そうした過程も、子どもたちと一緒に話し合いながら進めていくことが大切だと思います。

藤原委員：まさにそのとおりだと思います。せっかくの初年度ですので、できるだけアクティブに活動してもらうつもりで募集をかけることに私も賛成です。

もし応募が少なかった場合に、「とにかく誰でもいいから出てほしい」となるのではなく、最初からしっかりと期待する姿を伝え、「こんなこともできる」「こんなテーマを話し合える」と打ち出していけば、関心を持つ若者が集まってくれると思います。

ぜひ、そうした意欲的な参加を促すような広報や募集内容にしていいただければと思います。

古正委員：藤原委員がおっしゃった内容は本当に重要だと思います。条例をつくるだけでは、よほど意識の高い子でない限り、「行ってみよう」「参加してみよう」とは思わないのではないのでしょうか。やはり、当事者意識を持ち、ワクワクしながら「自分の意見が町づくりに反映される」「こんなことが実現できるかもしれない」と感じられるような仕掛けが必要です。例えば、「こんな施設ができるよ」とか、「将来、自分たちでこんなイベントができるようになるよ」とか、そういった目に見える成果や展望があることで、参加意欲につながるのではないかと思います。

藤原委員が仰っていたように、「何に対して意見を求めているのか」「どのように活かされるのか」を明確にしつつ、条例策定にとどまらない可能性を伝えていくことが大切だと感じています。

藤原委員：そもそも「条例を作ると何が変わるのか」「どのように使われるのか」「関与することで何を変えられるのか」といった点が、子どもたちにも分かりやすく伝わる必要があります。世界的に子どもの権利条約というと、どうしても「飢餓や戦争で困っている子どもをどう救うか」といった側面が強調されがちですが、二宮町では現実的にそうした問題は相対的に少ない。だからこそ、「どの部分を大事にするか」を子どもたち自身に選んでもらい、そのために参加してほしい、というメッセージが必要だと感じます。

古正委員：その通りだと思います。自分や周囲の生活がどう変わるのか、という具体的なイメージが見えないと、なかなか参加しようとは思わないでしょうね。

村田町長：そうすると、11月3日がすでに「第1回目」の会議ということになりますね。すでに9月の段階で募集は開始しているので、ある程度関心を持ってくれている子どもたちは動き出しているかもしれません。

一方、「何のことだろう？」と感じている子どもたちは、実際に動きが始まってから関心を持つこともあるでしょう。西崎さんの講演会がその後にあることも、タイミングとしては良かったのかもしれません。

3日はあくまでキックオフですので、その後に追加で参加することも可能です。無理に定員を埋める必要はありません。

こども・健康部長：3日当日に見に来てくれた子たちに対しても、参加を呼びかける予定です。

村田町長：西崎さんにもその点をお話しておきたいと思います。パネルディスカッションも予定されていますし、当事者として子どもたちにも参加してもらう予定です。そうした可能性をしっかりと伝えられるようにしたいと思います。

目的や意義が分かりやすく伝わるように、今後も工夫しながら発信を続けていきたいです。

杉本委員：二宮町ではこれまでも「子どもの声を聞く」といった取り組みが何度か行われてきました。その際に感じたのは、子どもたちの多くが「何かやってもらいたい」という意見に偏っているということです。もちろん、それも大切な意見です。しかし、今回のように条例をつくるという機会においては、「自分たちには何ができるか」という視点も同時に持ってもらえるとよいと思います。参加する子どもたちが、自分たちでできることを発信したり、実践したりする動きも出てくると、より意義深いものになるのではないかと感じています。

村田町長：おっしゃるとおりですね。どうしても「町に対して」「学校に対して」という要望になりがちですが、自分たちで何かをやってみるという視点も大切にしたいです。大人がしっかりとバックアップしていくことも必要ですね。

記者発表の際に、記者の方から「子どもの権利条約というと、世界の貧困や紛争に直面している子どもたちを想起するが、そうした視点はあるのか」と聞かれました。確かに、条約には「命を守る」や「生活の保障」といった基本的な権利が含まれており、日本とは状況が異なる部分もあります。

子どもたちの中には日々のニュースやネット情報を通じて、世界の状況に関心を持っている子もいます。「自分に何ができるだろう」と考えることは自然なことですし、そうした気持ちを支えるのが大人の役目だと思います。

実際に、藤沢市では児童が「学校給食に使われているイスラエル産の食材は、今の戦争を支援することにつながるのではないか」として、市に使用を控えるよう要望を出したという報道もありました。子どもたちが仲間と一緒に考え、行動した結果だと思います。

この「こども会議」も、小さなスタートではありますが、どのように発展していくかは未知数です。制約を設けるつもりはなく、子どもたち自身が「いろんなことを考えたい」「行動したい」と思えるような場になればと願っています。

藤原委員： まさにおっしゃるとおりで、子どもの意見を聞くというのは「大人が決めることに、子どもにも意見を聞こう」という姿勢があってこそ成り立つと思います。

今までは大人だけで物事を決めてきたけれど、「子どもたちにも関わってもらおう」という姿勢が重要です。それは、貧困問題でも、地域の問題でも同じです。

たとえば「今、町としてこういうことを決めようとしている。君たちはどう思う？」という投げかけがあれば、「それなら意見を言いたい」と子どもたちも感じると思います。

ただ、注意したいのは「子どもが言っているから特別に聞く」「大人よりも上に置く」ということではありません。子どもと大人、双方の意見がフラットに扱われることが重要です。

時に、「子どもが言ったからニュースになる」といった事例を見ると、逆に違和感を感じることもあります。大人が言ってもスルーされるのに、子どもが言うと注目される。それでは本質ではありません。

この会議も、あくまで「多様な意見を集める場」として年齢の壁を越えていくような取り組みにしていけると良いなと考えています。

三好委員：任期についてどのようにお考えですか。

こども支援課長：まずは「こどもの権利条例」の策定をひとつの区切りとし、その後、必要に応じて継続や新規募集を検討していく予定です。今のところは、1年ごとのサイクルを想定しています。

藤原委員：先ほど「11月3日のイベントでも、まだ募集をかけられるし、そこからでも参加できる」というお話がありましたが、正直、今回のこのイベント内容を見ていても、子どもたちがそれをずっと聞いて「やる気になった！」とはなかなかならないだろうと思います。このイベントに「子ども向け要素」を無理に詰め込もうとすると、かえってバランスが崩れてしまう可能性もありますので、今回のイベントはあくまで大人向けのものとして整理し、子どもが興味を持つような仕掛けについては、別にしっかりと考えていただいた方がよいと思います。

こども支援課長：今回のこども会議のメンバーについては、小学校5年生以上を対象とする予定です。ただ、正直、小学生には内容が少し難しい部分もあるかもしれません。

そのため、中学生・高校生にはしっかり理解してもらえるよう、講師の方にも「大人と子ども両方

に向けた話し方」をお願いしています。また、パネルディスカッションでは、「こども版気候市民会議」に参加した中学生などの意見も取り上げたいと考えております。

子どもに完全に寄せた内容ではありませんが、子どもたちも十分に聞き取れる・関心を持てる内容にはなっていると思います。

村田町長：皆さまのご意見も踏まえて、11月3日に向けてしっかり準備を進めてまいります。引き続きよろしくお願いいたします。

■テーマ 不登校対策について

○教育指導課長：文部科学省は令和元年10月に、不登校児童生徒への支援に関する通知を出しており、その中で基本的な考え方を示しています。

資料の網掛け部分をご覧くださいなのですが、不登校の時期が「休養」や「自分を見つめ直す」など、積極的な意味を持つ場合もあるとしています。一方で、学業の遅れや進路選択、社会的自立にリスクがあるという点にも留意するように求められています。

このように、不登校が単なる「問題行動」とは捉えられなくなっており、児童生徒の状態に応じた柔軟な支援が必要という考え方に変わってきています。

実際に、以前は「問題行動等調査」に含まれていた不登校も、現在は「問題行動」とは区別され、「不登校等調査」として個別に調査が行われています。

○教育指導課長代理：まず前提として、先ほど課長からも話があったように、不登校は「問題行動」ではなく、生徒指導提要や学習指導要領にもそのように明記されています。

それを踏まえて、不登校児童生徒の出現率について、二宮町・神奈川県・全国のデータを比較します。令和元年度から令和5年度にかけて、いずれも小中学校ともに不登校の出現率は増加しています。その要因としては、やはり新型コロナウイルスの影響による生活リズムの乱れ、学校生活の変化が挙げられます。また、「不登校は無理に登校させなくても良い」という考え方が保護者や学校にも浸透してきたことも影響していると考えられます。

それに加え、学校環境や家庭環境、本人の心身の状態など、複合的な要因が関係していると考えています。

【二宮町における不登校児童生徒の状況】

二宮町立学校の不登校児童生徒数の推移について、平成30年度から令和6年度にかけて増加傾向にあります。

令和 6 年度（速報値）

小学校：55 人

中学校：62 人

小学校は前年度に比べて増加、中学校はほぼ横ばいとなっています。

【欠席期間別の状況】

次の資料では、不登校児童生徒の欠席期間別人数の状況についてご覧いただけます。

注目していただきたいのは、90 日以上欠席し、かつ 1 日も登校していない児童生徒の人数です。

小学校：令和 5 年度、1 人。令和 6 年度、3 人。

中学校：令和 5 年度、1 人。令和 6 年度、0 人。

完全に登校していない児童生徒も一定数存在していますが、学校の教員が定期的に家庭訪問を行い、児童生徒および保護者とのつながりは保たれています。

【欠席期間別の割合】

次の資料は、不登校の欠席期間別の割合を示したものです。上段が中学校、下段が小学校です。

中学校：90 日以上の長期欠席が増加、30 日以上 50 日未満の割合は減少、結果として、不登校生徒の約半数が 90 日以上欠席しています。

小学校：90 日以上の割合が減少、30 日以上 50 日未満の割合が増加、「ほっとルーム」などの支援の活用により、長期欠席者が短縮されている可能性があります。

【不登校児童生徒について把握している理由】

資料には、1～14 項目の理由が記載されていますが、特に注目すべき以下の 4 つに絞ってご説明いたします。なお、この調査は「複数回答可」となっており、1 人の児童生徒に対して複数の理由が回答されています。

■ 4 番：「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」

授業がわからないため、宿題も出せないという状態。その結果、欠席が続き、さらに授業についていけず、再登校が難しくなるという負の連鎖が生じています。

対応策として、児童の学力に応じて「まず何を学ばよいか」を明確にし、本人のペースで学習を進められるよう指導しています。

■ 9 番：「生活リズムの不調に関する相談があった」

起床・就寝時間が不規則で、朝起きられない、夜眠れないといった声があります。

対応策として、児童生徒・教職員・保護者が連携し、一日の過ごし方を一緒に見直す。ただし、無理な変更は避け、スモールステップで改善を目指します。

例：朝 1 時間目に間に合わない場合、まずは 2 時間目から登校することを目標にするといった柔軟な対応を行っています。

■ 11 番：「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」

本人は登校したくても、気力や目的が見つからず動けない状態です。

対応策として、「今日は体育があるから行こう」「給食が好きなメニューだから行こう」など、小さな楽しみや目的を見つけて登校へつなげる工夫を行っています。

ただし、これは「登校させること」だけにフォーカスせず、学校内で本人が楽しめる居場所や目的を見つける支援も重要と考えています。

■ 12 番：「不安・抑うつ」の相談があった」

登校の意思はあるが、漠然とした不安や気分の落ち込みにより登校できないケース。

対応策として、児童生徒と教職員での面談に加え、スクールカウンセラーの協力も得て、原因を探り支援をしています。

【二宮町における不登校支援の取り組み】

二宮町としての不登校支援の取り組み状況についてご報告します。

前回（第 1 回）説明した内容の中から、特に昨年度（令和 5 年度）から変更・拡充された点を中心に
お伝えいたします。

■ 4 番：「在籍に対する弾力的対応」

通常学級に在籍している児童であっても、状況に応じて支援級への年度途中の転籍を認める柔軟な
対応を導入しています。

■ 5 番：「教育支援室やまびこの柔軟な運営」

教育支援室「やまびこ」は、これまで通常学級の児童生徒のみを対象としていましたが、令和 5 年
度からは、支援級の児童生徒の受け入れも開始しています。

■ 6 番：「校内教育支援センターほっとルームの全校配置」

二宮町内のすべての小中学校に校内支援センターほっとルームを設置。

教室に入りにくい、あるいは長時間滞在できない児童生徒にとって安心して過ごせる場所となっ
ています。町予算で支援員を配置し、先生方の理解も得られており、子どもにとっても過ごしやす
い空間が整っています。これが不登校の減少にもつながっていると考えられます。

■ 7 番：「通級指導教室の拡充」

まなびの教室「りえぞん」では、2 人体制で巡回する形に拡充。

この取り組みにより、以前は不登校だった児童生徒が欠席日数を減らし、再び登校できるようにな
った事例も確認されています。

町としては引き続き、多角的かつ柔軟な支援策を展開しながら、児童生徒一人ひとりの状況に応じ
た対応を行っております。

【二宮町の多様な学び場について】

二宮町として展開している「多様な学び場」についてご紹介いたします。

■ ① 教育支援センター「やまびこ」

場所：教育委員会 2 階

対象：心理的・情緒的な要因により、登校が困難な児童・生徒

現在の利用者数：9 名

指導体制：専任教諭 1 名、支援員 1 名

指導内容：教科学習、創作活動、体験的活動、個別相談 など

■ ② 校内教育支援センター「ほっとルーム」

設置校：町内すべての小・中学校

利用者数：各校で 10 名前後が利用

対象児童生徒：学校には来られるが、教室には入りづらい児童生徒、クールダウンが必要な児童生徒

支援体制：町の支援員を各校に 1 名配置

指導内容：小学校は生活指導が中心、中学校は学習指導が中心。

効果：ほっとルームをきっかけに登校できるようになった、教室に戻れるようになった児童生徒の事例も報告あり

■ ③ 通級指導教室（ことばの教室「そにつく」）

開設：平成 12 年～

対象：小学生（ことば・聴覚などに不安のある児童）

利用者数：18 名程度

指導体制：担当教諭 1 名が各小学校を巡回

指導内容：個々の特性に応じた学習プログラムによる個別指導、小集団によるグループ学習

今後の展開：令和 7 年度からは拠点校方式から巡回方式に変更し、各小学校での指導体制を整備予定。

■ ④ 通級指導教室（まなびの教室「リエゾン」）

開設：令和 6 年度

対象：友達との関わりや集団行動が苦手な児童

利用者数：24 名

指導体制：令和 7 年度は教員 2 名体制で巡回指導

指導内容：個々の特性に応じた学習プログラムによる個別指導、小集団によるグループ学習

【学びの多様な学校について】

文部科学省の分類に基づき、3 つの類型に分かれています。

■ 学びの多様な学校 3 つの類型

① 学校型：独立した学校として設置、県内設置例なし。

② 分校型：本校とは別の場所に設置される分校、県内事例としては、鎌倉市立 由比ガ浜中学校

在籍数：1 年 10 名、2 年 7 名、3 年 14 名

授業時間：標準 1015 時間 → 770 時間に圧縮

③ 分教室型：既存校の一部を多様な学びに特化、県内事例としては、大和市立 引地台中学校分室

（市立柳橋小学校内に設置）

在籍数：1 年 10 名、2 年 9 名、3 年 9 名

授業時間：標準 1015 時間 → 980 時間に圧縮

■ 設置に関する注意点、条件

分校型・分教室型ともに、母体となる本校と同一校種の同じ敷地内に設置不可

多様な学びの場を設置するには、学校設置の法的基準を満たす必要がある

■ 対象となる児童生徒の特徴

不登校傾向がある、通常の学校環境に適応が難しい、医療的ケア児、情緒的支援を必要とする児童など。

【学びの多様化学校に関する視察報告・印象】

○教育部長より大和市の視察報告

■ 概要

- ・大和市の「分教室型」の学びの多様化学校について視察。
- ・教室の様子を見学し、関係者から直接説明を受けた。

■ 特徴と印象

- ・大和市は中学校 9 校、全生徒数は 5,000～6,000 人（人口約 24 万人）。
- ・運営は「青少年相談室」が担当。
- ・室長は教員で市職員として雇用されている。
- ・在籍校からこの分教室に「転校」する必要あり。
- ・教員は 4 名配置。

■ フリースクールに近い形態

- ・「学びの多様化学校」という名称に変わってから、何でも受け入れる場所と誤解が生じることがあったため、あえて「不登校特例校」と呼び直している。
- ・支援級の児童は対象外（別の支援体制が必要）。

■ 校風・学習環境

- ・教室に机は並んでおらず、自由なスタイルで学ぶ。
- ・授業の参加は任意。

■ その他のポイント

- ・小学生向けの「学びの多様化学校」は未設置。
- ・分教室ではなく、学校で対応できることが理想。
- ・進路指導は通常の学校と同様に実施。

○教育指導課長より鎌倉市の視察報告

■ 鎌倉市の基本情報

- ・中学校：10 校
- ・中学生の総数：3,390 人

■ 概要

- ・分校方式を採用。
- ・教職員体制：分校長 1 名、教員 9 名、養護教員 1 名、事務職員 1 名 ※特別な資格は不要

■ 特徴と印象

- ・標準授業時間（1015 時間）→770 時間に圧縮

※音楽、美術、技術、家庭を 1 つとして、基礎学習を行い、生徒の興味に合わせて教科を選択しながらデザインしていく。

■ その他のポイント

- ・ 特別な分校ではなく、すべての学校で個々の生徒に対応できるようになることが理想。

【誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）】

和田教育長より誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）について説明

■ 「COCOLO プラン」とは？

名称の由来：「Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning」英語の頭文字から。

目的：不登校によって学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすること

昨年度、全国で不登校児童生徒が約 30 万人超のうち、90 日以上の不登校で、支援が受けていない児童生徒が 4.6 万人。

■ COCOLO プランの 3 つの柱

1. 不登校の児童生徒すべての学びの場を保障し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える
2. 心の小さな SOS を見逃さず、チーム学校で支援。
3. 学校の風土の明瞭化を通じて、学校をみんなが安心できる学びの場にする

■ 総括

- ・ もっとも深刻なのは「誰とも繋がっていない」状態。
- ・ 1 人 1 台端末を活用した子ども自身の心や体調の変化を早期にキャッチ
- ・ 情報提供や相談支援を強化し、家庭と連携してサポート

COCOLO プランを意識しながら、二宮町としても児童生徒の不登校支援を進めていきます。

主な意見交換

○藤原委員：不登校対策については今の取り組みの延長でも様々な複層的取り組みになっていると思っています。新たに学校を設立することで大きく解決できる課題があるのか疑問で、現行の制度の中でしっかりと対応すれば良いのではないかと感じました。

○村田町長：最初に文科省の通知について触れられましたが、不登校は休養や自分を見つめ直す期間であり、以前は問題行動として捉えられていたが、今はそうではないと認識されています。ただし、学校に来なければ自宅学習には限界があり、学習の遅れや社会性・コミュニケーション能力の低下といったリスクもあります。問題行動ではないからといって各家庭任せにするのではなく、やはり継続的にコンタクトを取ることが重要です。その一環として「ほっとルーム」が設けられました。これは教室に入る一歩手前の場所で、学校の門は入ってもらい、「ほっとルーム」で休息を取ることができる場です。今後も整備していきたいと考えています。

○和田教育長：先ほど藤原委員から「新しい学校をつくればいいわけではない」という話がありました。また、視察に行った際、学びの多様化学校は「切り札ではない」とのお話がありました。その中で「とにかく新しい施設を作ったからといってそれがゴールではない。多様な学びの場ができて、子どもたちが『ここで頑張りたい』と思うならそれで良い。すべてを網羅するわけではない」という話を聞いています。一方、文科省の「COCOLO プラン」では、令和 6 年 4 月現在、全国に 35 校設置されているものの、令和 9 年度末までに 300 校を目指しているとのこと。しかし、これはあくまで計画であり、今年度の実態はまだよく分かりません。大切なのは「誰一人取り残さない」という点だと私は感じています。

○藤原委員：資料「不登校児童生徒について把握している理由」について、国、県、二宮町で比較した場合、二宮町のみ割合が高くなっている区分があります。これはなぜでしょうか。特に 14 番の数値が非常に多いですが、これは具体的にどのようなケースを指すのでしょうか？

○教育指導課長代理：具体例としては、音に敏感で、教室が騒がしく感じるのがストレスになっている、という意見が最も多く寄せられています。それ以外については、個別のケースごとに、本人に過度な負担がかからないよう、適切な配慮をしてほしいという要望が含まれています。

○藤原委員：その要望が不登校につながるということですか？

○教育指導課長：単一の要因ではなく複数の要因が複雑に絡み合っているため、この調査に関しては複数回答となっています。

○村田町長：例えば音に敏感で、周囲の騒音が苦手な子もいます。発達障害の中にはそういった特性もあります。イヤーマフをつけるなどの配慮は今の時代認められていますし、学校でも許可されているはず。ただ、そうした配慮をしても複合的な要因で 14 番に該当する子どももいるわけです。

○三好委員：国と県での回答の仕方は同様という理解でよろしいでしょうか。

○教育指導課長：はい、国と県での回答の仕方は同様です。

○村田町長：平均的に国・県・二宮町の数値は似ています。例えば「4 番」は割合があまり変わりません。一方、非行に関する相談は二宮町では少なく、不安抑うつに関する相談も低めです。ただ他の項目は二宮町が高い傾向にありますね。

○藤原委員：難しいところですが、町長がおっしゃったように、深刻ではなく、ポジティブな理由で不登校になる子が多いなら悩む必要はないかもしれません。ただ、その真偽がはっきりしないため、釈然としない思いがあります。

○村田町長：子どもの特質だけでなく、家庭も関わる問題の場合は、子育て・健康課などとも連携して取り組んでいます。そういった点はしっかり見ているということを理解していただきたいです。

○藤原委員：相談件数が増えているという状況のなかで、私が支援している NPO では家庭の状況が悪化し家に居づらくなると、不登校ではなく逆に学校に行く子もいるということを把握しています。その場合、夏休みがづらいことになります。この場合は不登校は増えないわけですが、問題は存在するわけで、状況を丁寧に整理しながら対応を考えていく必要があると思います。

○村田町長：この分析だけで判断するのは早計ですが、今後も相談体制や教員、スクールソーシャルワーカーなど専門職も含めて対応していきます。深刻な事態に至らないよう、見逃さない体制を整えていきたいと思っています。

○村田町長：皆さんも日々の活動や学校現場の見学の際に、不登校対策やほっとルーム、学びの教室の状況など気になる点があれば教えてください。

○藤原委員：学校訪問の際には、支援教室の様子についても併せて確認しています。

○村田町長：支援教室の整備にあたっては、鎌倉市の取組も参考にしながら、今後、整えていきたいと思っています。不登校対策に「これさえすれば」という妙案はないと思いますが、子どもたちに寄り添いながら、小中学校でいろいろなことを学び、友達と遊びたい気持ちになってもらえるよう環境整備を進めていきたいです。

○藤原委員：不登校の実態をよりの確に把握するためにも、子どもと保護者の双方にするアンケート調査などをもう少し実施していくべきではないかと考えます。そうしたデータをもとにしてどこにどのような支援を講じるべきかを明確にし、効果的な対応につなげていく必要があると思います。

○村田町長：不登校にもいろいろなパターンがありますので、今回は出席日数 30 日、50 日、90 日で分類してもらいました。半分近く学校に来ている子や、週のうちほとんど来ているけど何日か休むパターンもあるので、状況もさまざまです。分類してもらいましたが、やはり理由がみえてこない部分もあります。ただ、先生方は一人ひとりしっかり向き合って家庭訪問や面談を行い、子どもたちの状況の把握に努めています。

○教育指導課長：欠席日数が 30 日以上、50 日以上、90 日以上のケースがありますが、理由も似通っていて、不安感、母子分離困難、規律性障害などが多いです。30 日、50 日、90 日と日数が違っても同様の理由が挙げられています。

アンケート調査についてですが、児童生徒全員に対して実施しており、担任教員も同じくアンケートを行っています。内容をスクールカウンセラーと共有し、気になるケースにはプッシュ型の面談や個別面談を行うなど、学校によっては積極的に対応しています。ただ、一人ひとりの原因をすぐにアンケートで把握するのは難しく、基本的には個別対応をしています。

○藤原委員：二宮町と県、全国のデータを比較していますが、特定の市町村と比べることは可能ですか？

○教育指導課長：そういった細かいデータは出していません。県にも同様の依頼したいのですが、統計上の数値であり、それ以上の詳細は出せないという回答でした。

○藤原委員：他の県のデータとの比較はできますか？

○教育部長：今回の資料は、文部科学省ではなく神奈川県が公表したデータを使用しています。他県の公表を調べれば類似のデータがあるかもしれません。

○藤原委員：神奈川県は都市部の影響を受けやすいと思います。似た傾向の県が分かれば考察しやすいと思いました。

○村田町長：不登校の問題はデータやアンケートも収集しているとのことなので、出せる範囲で共有していただければと思います。今後も家庭に任せきりにせず、できることを一つ一つ進めていくなかと思っています。

○古正委員：二宮町の不登校支援の取り組みの 4 番目「年度途中での支援級への転籍」について、年度途中に通常学級から支援学級へ児童が転籍した際、教員数の変更はないため、支援体制が一時的に手薄となり、既存児童への対応に支障が生じる。今後、同様のケースにおいては、必要に応じた人的支援の補充や体制整備が求められる。

○教育部長：教職員の加配は原則として 5 月 1 日時点の児童数に基づいて決定されるため、年度途中での教員増員は困難であり、現時点では支援員の配置等に対応している状況である。

○村田町長：次回は子どもの権利について、11 月 3 日には子ども会議が終わり、ファシリテーター講座も終わったところで、その報告になると思います。また、不登校についても予算が決まっていると思いますので、その内容をご報告できるかと思います。

4. 閉会